

# 道路下空洞調査委託事業候補者募集要項

## 1 目的

高度成長期以降に整備したものが多く道路構造物は、今後急速に老朽化すると想定されることから、区民が安全に安心して道路構造物を利用し続けるためには、道路構造物の適切な点検による現状把握と、点検結果に基づいた的確な修繕の実施が不可欠です。

平成24年12月に発生した中央道笹子トンネルの天井板崩落事故等を踏まえて実施された緊急点検の結果を受け、国は、平成25年2月に道路構造物の種類ごとに、第三者被害の防止、重大事故の防止の観点から、最低限必要となる点検内容や判定方法等を提示した「総点検実施要領(案)」を策定するとともに、「道路ストック総点検」の実施を地方自治体に要請しました。

区は、道路構造物のより適切な維持管理に向け、5年に1回実施している道路橋及び横断歩道橋等の定期点検時期と合わせて平成26年度から道路構造物の総点検及び道路下空洞調査を実施することとしていることから、前回の点検及び調査(令和元年度)から5年経過しているため、令和6年度に道路下空洞調査を実施する予定です。

本選考は、公募型プロポーザル方式によるものとし、道路下空洞調査に関する技術提案書を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して、最も的確と判断される事業候補者を選考します。

## 2 業務概要

### (1) 件名

道路下空洞調査委託

### (2) 業務内容

本業務においては、一次調査及び二次調査を下記のとおり実施する。なお、詳細については、仕様書(別紙1)を参照してください。

#### ア 一次調査

##### (ア) 道路下空洞探査(非破壊探査)

非破壊探査は、調査対象路線において一般交通に支障をきたすことなく、かつ舗装に損傷を与えることのない探査機器(道路下空洞探査車)により行う。探査に使用する機器は、探査深度1.5mまで検知可能であるものとし、道路縦断50cm×道路横断50cm×厚さ10cm以上の大きさの空洞を発見できる精度を有しているものとする。

##### (イ) 道路下空洞探査データ解析

非破壊探査で得られたデータについて複数の解析技術者により現地状況等も加味した総合的な解析を行い、探査データの異常を見落とさないよう確実に行うものとする。

#### イ 二次調査

##### (ア) 空洞内部状況確認調査

一次調査の結果、空洞の可能性があると判断された異常箇所について、ハンディ型地中レーダー調査による非破壊探査にて、空洞の可能性の有無と平面的

な位置を把握するものとする。また、空洞状況及び地盤状況を明確に把握するため、ボーリング調査を実施する。その際に、空洞内部状況画像等の撮影も併せて行い、得られた成果より空洞発生原因（埋設管の破損等）の考察を行う。ボーリング調査完了後は、削孔穴に発生材（コア等）や常温合材等を用いて、段差が生じず雨水等の侵入や復旧材料の飛散がないよう復旧を行い、一般交通に支障のない状態を確実に確保するものとする。

(3) 履行期間（開始日は予定）

令和6年9月下旬から令和7年2月28日まで

(4) 事業規模

46, 469, 500円（消費税及び地方消費税の税率10%を含む）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

### 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者又は競争入札参加資格登録業者と同等の資格を有すると判断されるもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇に係る加点の対象とはなりません。
- (7) 「別紙1 仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

## 4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和6年4月19日（金）から 令和6年5月31日（金）午後5時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和6年4月25日（木）午後5時まで
質問一斉回答	令和6年5月17日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和6年5月31日（金）午後5時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和6年7月5日（金）
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年7月22日（月）
第二次審査結果通知	令和6年7月26日（金）
契約手続き	令和6年9月上旬
業務委託開始	令和6年9月下旬

## 5 配布書類等

### （1）配布場所

「13 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

### （2）配布期間等

#### ア 窓口配布期間

令和6年4月19日（金）から令和6年5月31日（金）まで

※午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

#### イ ホームページ掲載期間

令和6年4月19日（金）から令和6年5月31日（金）まで

### （3）配布書類

#### プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 【別紙1】仕様書
- ③ 【別紙2】道路下空洞調査委託事業候補者選考基準

#### 提出資料関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3-1～3】共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状
- ④ 【様式4-1～2】事業者概要、事業者業務実績
- ⑤ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑥ 【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑦ 【様式7-1～3】企画提案書
- ⑧ 【様式8】プロポーザル参加辞退届

## 6 質問書の受付・回答

### （1）受付期限

令和6年4月25日（木）午後5時

## (2) 受付方法

【様式1】質問書に必要な事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までFAXまたはメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

## (3) 回答方法

令和6年5月17日(金)に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公開し、回答は本募集要項の一部として取り扱います。なお、回答の際、質問者名は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

# 7 企画提案書等の提出

## (1) 提出受付期間

令和6年5月13日(月)から令和6年5月31日(金)午前8時30分から午後5時まで

※事前に「13 担当・連絡先」の担当者に電話予約の上、来庁してください。

## (2) 提出先

「13 担当・連絡先」のとおり

## (3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

## (4) 提出資料

### ① 参加資格に関する書類

#### 【港区競争入札参加資格登録業者】

(ア) 港区の競争入札参加資格審査受付票

(イ) 区内事業者認定通知(写)(認定を受けている事業者のみ)

(ウ) 各種許可等の証明書(写)(当該案件で参加資格要件としている場合)

※ 共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出が必要です。

#### 【港区競争入札参加資格登録業者以外の者】

(ア) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)※申請日前3か月以内に発行されたもの

(イ) 印鑑登録証明書 ※申請日前3か月以内に発行されたもの

(ウ) 財務諸表(最新の事業年度のもの)

(エ) 法人事業税(地方法人特別税を含む。)の納税証明書(最新の事業年度のもの)

※税務署で発行されたもの又は電子納税証明書(PDF形式)を印刷したもの

(オ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書その1(最新の事業年度のもの)

※税務署で発行されたもの又は電子納税証明書(PDF形式)を印刷したもの

(カ) 各種許可等の証明書(写)(参加資格要件としている場合のみ)

※ 共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出が必要です。

### ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書

### ③ 【様式3-1~3】 共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状

※該当する場合のみ提出。

- ④ 登記簿謄本 ※該当する場合のみ提出。
- ⑤ 【様式4-1~2】事業者概要、事業者業務実績
- ⑥ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑦ 【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑧ 【様式7-1~3】企画提案書
- ⑨ 【任意様式】見積書
- ⑩ 「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の認定通知書等の写し  
※ 該当する場合のみ。【別紙2】道路下空洞調査委託事業候補者選考基準 参照。
- ⑪ 障害者雇用状況報告書の写し  
※ 該当する場合のみ。【別紙2】道路下空洞調査委託事業候補者選考基準 参照。
- ⑫ ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001 等の認証を取得している場合の通知書等の写し  
※ 該当する場合のみ。【別紙2】道路下空洞調査委託事業候補者選考基準 参照。
- ⑬ 区と締結している災害時における協定書の写し  
※ 該当する場合のみ。【別紙2】道路下空洞調査委託事業候補者選考基準 参照。

(5) 提出部数

ア 提出資料①から④、⑩から⑬ 1部

イ 提出資料⑤から⑨ 正本1部、副本8部(カラーコピー可)

※提出資料⑤から⑨は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名(協力事業者名を含む)を特定する事項(社名、マーク等)を記入しないでください。

ウ 提出資料(正本)データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社(者)名を記入してください

(6) 各書類の提出に関する留意事項

ア 各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。

イ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

(7) 企画提案書等の記入に関する留意事項

ア 【様式3-1~3】共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状について  
(ア) 区外事業者であり、区内事業者と共同する場合のみ提出してください。

(イ) 共同事業体を構成する全事業者が、参加資格に該当することが必要です。

(ウ) 企画提案書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

イ 【様式4-1~2】事業者概要、業務実績について

(ア) 最新の状況を記載してください。

(イ) 業務実績は、過去5年間の類似業務の実績を記載してください。

(ウ) 区外事業者であり、区内事業者と共同する場合は、共同事業体を構成する事業者ごとに記載してください。

ウ 【様式7-1~3】企画提案書について

【様式7-1~3】に記載の各課題に対する提案内容について、基本的な考え方を簡潔に記載してください。なお、採用された事業候補者の提案の内容の全てをそのまま本業務委託の内容とするものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

## エ 【任意様式】 見積書について

【別紙1】仕様書（案）に基づく業務の遂行に必要な経費を概算し、仕様書の項目ごとの内容を記載するとともに、人件費の単価と人工数を明示し、参考見積として提出してください。

なお、合計金額は、税込（消費税及び地方消費税の税率10%）としてください。

## 8 事業候補者の選考と審査

【別紙2】道路下空洞調査委託事業候補者選考基準のとおりです。

## 9 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
  - ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
  - ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合。
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式8】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

## 10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。また、業務終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去してください。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・

使用することはできません。

- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和6年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

## 11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と併せ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

## 12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

## 13 担当・連絡先

〒107-8516 東京都港区赤坂4-18-13

港区赤坂地区総合支所まちづくり課土木担当（支所2階）【担当者】渡辺、西尾

電話：03-5413-7015 F A X：03-5413-2019

メール：minatoll6@city.minato.tokyo.jp